
令和4年 第4回 日之影町議会定例会会議録 (第3日)

令和4年12月13日 (火曜日)

議事日程 (第3号)

令和4年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第54号 日之影町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第55号 日之影町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定
- 日程第3 議案第57号 日之影町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第58号 日之影町職員公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第59号 定年延長等制度に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第6 議案第63号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第7 報 告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第8 議 長 発 議 常任委員会の所管事務調査の件
- 日程第9 議 長 発 議 議会運営委員会の所管事務調査の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第54号 日之影町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第55号 日之影町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定
- 日程第3 議案第57号 日之影町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第58号 日之影町職員公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第59号 定年延長等制度に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第6 議案第63号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第7 報 告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第8 議 長 発 議 常任委員会の所管事務調査の件
- 日程第9 議 長 発 議 議会運営委員会の所管事務調査の件
-

出席議員 (8名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 久保 優一君 | 2 番 | 小谷 幸治君 |
| 3 番 | 小川 輝久君 | 5 番 | 甲斐 睦彦君 |

6番 一水 輝明君

7番 河野 學君

8番 甲斐 徳仁君

9番 高館 英嗣君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 富士本浩一郎君 録音係 (総務課補佐) 山田千登世君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	押方 明弘君
会計管理者	……………	森重 喜博君	地域振興課長	……………	工藤 富士君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	谷川 靖君
農林振興課長	……………	平川 誠二君	建設課長	……………	佐藤 尚君
保健センター所長	………	丹波 昌二君	病院事務長	……………	甲斐しおり君
教育次長	……………	平川 浩二君	代表監査委員	……………	小林 政隆君

午前10時00分開議

○議長 (高館 英嗣君) おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ議会傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第54号

○議長 (高館 英嗣君) 日程第1、議案第54号日之影町職員の降給に関する条例の制定を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員 (8番 甲斐 徳仁君) それでは、質疑をさせていただきたいと思いますが、今回の条例の制定でありますけれども、第3条中のウ、項目のウの中の下から3段目、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導、その他の町長が定めるといふような文面のくだりがございませけれども、ちなみにその他のというのは具体的にどういうことが考えられますでしょうか。

○議長 (高館 英嗣君) 答弁許します。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 答弁をさせていただきます。

その他町長が定める措置というのは、訓告とか、そういった処罰に関する条例等がございますので、そういったことですね、照らし合わせながら判断をするというような形になると思います。以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） はい。

○議長（高館 英嗣君） ほかに関連はないでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。――質疑はありませんか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 関連であります、この適格性を欠くと認められるとか文言がありますけれども、これは、任命権者というのは、その課の課長が、適格性を欠くということで判断をされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 本町議会の人事評価等の毎年職員の評価を行っていますが、それは課長が基づいて行うんですけれども、最終的な判断につきましては、町長が判断すると、町長と、教育委員会については教育長辞令交付者でございますので、そこで最終的な判断という形でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

○議員（3番 小川 輝久君） はい、分かりました。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ちなみに、本町の今現在の職員の条例定数は何名ですかね。これ、条例を変更したのは、最後はいつでしたか、お聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 手持ち資料ございませんで、ちょっと私の勉強不足もありまして、ありませんので、また、後ほど御報告をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 職員条例定数の見直し等がいつかということについては、なかなか資料等も手元になれば難しいと思いますが、今の現数ですよ、職員の。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 本庁、病院職を含めて128でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 128名が実数ということだろうと思いますが、これは、今質問いたしました条例定数ですね、その数値から、その数値が、今ちょっと記憶がないわけですかね、総務課長。それが出れば、おおむね何人減というのが出たんだろうというふうに思いますが。分かりました、いいです。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第1、議案第54号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第55号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第2、議案第55号日之影町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定を議題とし、これから質疑を行います。質疑は……。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、引き続き質問させていただきますが、この第3条、何か非常に分かりにくいんですね。これ、ざっくり、総務課長、簡潔に分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 第3条の部分について簡潔にということですが、3条につきましては、高齢者部分休業所得者の給与を減額して支給すること及びその計算方法が記載をされている、記載をして定めているものでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 大まかに言いますと、先ほど申しましたような形なんですけれども、勤務しない時間につきましては、1時間につき、単価を計算方式に乘じまして減額をし、支給するというところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 簡単に申しますと、時間単価を出しまして、いわゆるその単価に基づいて働いた時間に相応した金額を給与として支給しますということでございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） いわゆる時間単価ですね、算出時間単価、この基礎となる根幹の部分は、時間当たりの単価というのは、どの単価が基準になるんですかね、この単価は。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 60歳到達以降の年度は、その前の60歳のときの給与の7割に減額をされますので、以降につきましては、その7割になった給与の時間の単価という形になります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） おもに、概算でどれぐらいになるものですか、時間単価は。ばっちりじゃなくていいですよ、おおむねですよ。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） それぞれ、管理職もございますし、一般の職員の方もおられますので、それぞれ給与額は違うんですけれども、おおむね28万前後ぐらいかなという、月の額がですね、そういう形になろうかと、それを1時間単価に直して計算をするというような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ですから、私が聞いたのは、その基準があるわけですよ。そこで一般職なのか、管理職なのか、その号給があるじゃないですか、だから一律じゃないことはおっしゃるとおりだろうと思います。

私の質問は、職を失われたときに、今言う30万弱、20万後半ラインの、それを必要な時間単価で割ったときに、おおむね失われたら時間単価はこれぐらいですよというのがシミュレーションしておるのかなという質問なんですよ。

今、副町長が計算していますので、あと1分もせんうちに出ると思いますが、参考までに、大体おおむねどれぐらいになるものか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 申し訳ございません。今、副町長のほうに計算をしていただきましたが、おおむね1,500円前後かなというふうになろうかなと思えます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） はい。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第2、議案第55号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第57号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第3、議案第57号日之影町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐 徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 第2条の経過措置の関係ですけれども、暫定再任用職員、これ、総務課長、分かりやすく簡潔に説明をお願いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 現状の規定では、再任用制度というのがございます。退職後に短時間常勤で勤務できる制度がございますけれども、それが今度の定年延長の改正によりまして、再任用制度という言葉がなくなりまして、暫定再任用という形に変わります。そういったことで、暫定再任用という職員という形の規定になるということでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐 徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 勉強不足で申し訳ございませんが、いわゆる、今言うところの文言の改正ちゅうことですかね、単純に、これは。だから、この暫定というのが頭につくということで、なかなか、制度がしょっちゅう変わるもんですから、覚えんうちにまた新しく、こういう暫定とかやるもんですから、難しいなと思いつつながら質問をしたところでありました。いいです。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第3、議案第57号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第58号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第4、議案第58号日之影町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） これはさきに説明をたしか受けた記憶がございましたけれども、再確認のために再度お尋ねしたいと思いますが、今現在、本町では該当する職員というものがいるのかということと、今後そういう場合に対応するための条例制定ということだろうというふうに思いますが、予想される執行に伴うそういう組織がおおむね幾つあったものか、お聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 答弁をお願いします。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 現在、その立場で出向している職員は、現在うちはありません。

対象となる組織につきましては、条例の第2条で、日之影町社会福祉協議会と公益社団法人宮崎県の市町村振興協会というふうに定めてございますので、そのほうから、そういった人材の要請があった場合には、60歳以降、定年迎えた以降、そういった管理職の職員のまま派遣するというような条例を定めているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 対象となるのは、今、総務課長答弁ありましたように2つということですが、これは広域連合とかは、本町のような町からはそういうオファーはないというような判断でいいんでしょうかね。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） おっしゃいますとおり、広域連合あたりからのそういった要請等は、今のところないということでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） はい。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第4、議案第58号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第59号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第5、議案第59号定年延長等制度に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第5、議案第59号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第63号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第6、議案第63号西白杵広域行政事務組合規約の変更についてを議題とし、これから質疑を行います。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、先月の概要説明の中で、組合規約中の共同処理をする事務及び費用の分担についてという概要説明がありました。その共同処理をする事務の内容、大まかに、これの御説明と、費用分担について大まかどのくらいの費用が発生するのか、御説明願いたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（丹波 昌二君） 見積りなんですけども、まだ予算は通っていませんが、5年度の見積りということで、事業費で約6,600万の見積りしております。

内容につきましてはいろいろあるんですけど、昨年度と増えた理由が、病院の準備室の設置ということで、現在、高千穂町立病院のほうに事務所を設置するというので、工事請負費が約2,100万、それと備品等、事務所を設置しますので、机、椅子等の備品が必要ということで、その金額が約140万、あとは負担金は町職員、派遣職員の給料等なんですけども1,000万等々で、先ほど申しましたとおり、合計が3町で約6,600万、その3分の1ずつで、本町では1,800万の負担金を計上したところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに関連はありますか。

ほかに質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今、保健センター所長のほうから御説明がございましたが、この公立病院の統合再編費という項目の均等割というふうなことで規約が出ておるわけではありますが、これは一般の今の広域行政ですよ、消防とごみ処理と、で、今回は高千穂町立病院のほうに建て増しするのか、中を使うのか存じ上げませんが、一応予定としては、今説明があったようでありますけれども、この均等割という判断基準はどういう経緯で示されたものでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 御質問にお答えいたします。

まず、来年度につきましては、従前より統合再編に向けた準備に係る費用については均等割ということで、今まで予算を計上してきたところでございます。来年度の内容につきましては、先ほど甲斐議員のほうからもありましたが、準備室の事務を処理する場所の確保、また、来年度に向けた事業展開をするための準備ということで、まあ、来年度までは準備期間ということでございますので、来年度までは従前どおりの均等割ということで協議を進めさせていただいたところでございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、再確認をいたしますが、この均等割は時限措置ということですか。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 議員おっしゃるとおり、令和5年度は均等割ということでございます。6年度以降につきましては、今後、協議を進めるということとなっております。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第6、議案第63号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第7、常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

初めに、総務文教常任委員会の、閉会中の継続審査について、審査に付された事件について報告書の写しを配付いたします。

続きまして、経済建設常任委員会の、閉会中の継続審査に付された事件について、委員会の報告をお願いいたします。久保優一君。

○経済建設常任委員会委員（久保 優一君） それでは、経済建設常任委員会所管事務調査報告を行います。

このたび、担い手不足解消に向け、先進事例のある高千穂町において、就農者ヒアリングと高千穂ファーマーズスクールの取組を調査いたしました。

調査事項は就農支援について、日時は令和4年11月24日、場所は高千穂町にて就農者2名に説明を受け、その後、高千穂町役場農林振興課にて経済建設常任委員事務局、農林振興課課長補佐からファーマーズスクールの説明を受けました。

調査内容については記載のとおりです。お目通しください。

よろしいでしょうか。

それでは、まとめに入らせていただきます。

就農者2人の共通とした課題として、担い手不足に危惧を抱いているところは我が日之影町と同じであった。

高千穂ファーマーズスクールの取組は、本町においても可能だと思われます。特に、独自の補助制度も非常に有効であるが、新規就農者への道筋が分かりやすくかつ魅力的に提示され、受け手にとっていかに分かりやすいかに重点が置かれている。

就業先の選定の傾向においては、情報量の多寡が決め手になっていることから、新規就農者確保にとって、情報の取得しやすくすることは有効な手段である。

高千穂ファーマーズスクール開設の経緯においては、新型コロナウイルス感染症発生もあり、実に4年もの歳月がかかっているが、今後の人口減少と担い手不足を鑑みるに、早急に取組を開始しなければならないと考える。

また、日之影町にはアグリファームもあり、他の自治体とは違うアプローチも考えられる。

新型コロナウイルス感染症発生以降、農業や田舎暮らしに関心を寄せる若者が増加傾向にあるが、漠然とした思いはあっても具体的な方針は決まっていないという例が多々見受けられる。そのような方々を雇用し、実際に農作業を行う中で本人の意思が固まることも考えられる。このような取組は、現在農業を営んでおられる方々の有効な手助けになり得るものである。

報告は、以上です。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、経済建設常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

日程第8. 常任委員会の所管事務調査の件

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第8、常任委員会の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中の所管事務の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。各常任委員長から申出のとおり、継続調査とすることに決定しました。

日程第9. 議会運営委員会の所掌事務調査の件

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第9、議会運営委員会の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしましたとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。議会運営委員長から申出のとおり決定いたしました。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

令和4年12月2日から、12日間の会期をもって閉会した、失礼しました。開会した令和4年第4回日之影町議会定例会は、本日無事に最終日を迎えることができました。皆様方の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

令和4年第4回日之影町議会定例会は、これにて閉会します。御苦労さまでした。

午前10時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員